

保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に
改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書

保育職場は慢性的な人手不足に陥っている。定員まで子どもを入所させることのできない事態が生じ、長時間・過密労働によって労働者の健康がおびやかされ、職員の確保・定着・育成が困難となっている。保護者が望む「安心できる保育」の実現には、こうした事態の解決が急務である。

人手不足の大きな原因は、国の定める職員配置基準が現場の実態とかけ離れた低水準にあることと、労働基準法を遵守したうえで配置基準を満たせるだけの人件費財源が予算化されていないことにある。4・5歳児における職員配置基準は、戦後すぐの1948年に定められた、子ども30人に保育士1人という基準のままである。そのうえ、11時間開所の保育所で、8時間労働の保育職員による単純な対人数を計算すれば、人手が足りないのは当然である。保育所保育指針で定められた業務に必要な事務時間や会議時間については、考慮さえされていない。各地方公共団体では、独自に国を上回る基準の設定をおこなうなど、努力を続けてきた。しかし近年、国においては、地方公共団体による上乘せ基準を国基準に合わせるよう政策的・財政的に誘導し、さらには最低基準の緩和を進める動きがいつそう強められており、子どもの安全、育ちという観点からも極めて遺憾である。

また、保育士の処遇については、全産業平均を大きく下回る状況が指摘されて久しい。政府は、処遇改善加算による一部職員の賃金引き上げ施策をとっているが、公定価格については引き上げていない。求められるのは、すべての職員に対する抜本的な改善であり、その点でも各地方公共団体による独自の努力にゆだねられてきた面が大きい。

愛知では、研究者らによる保育労働実態調査が2017年度に行われ、県内の公立・民間の保育士10,646人から回答があった。正規職員の調査結果からは、休憩時間に事務を行っている実態や、月14時間以上の不払い残業、さらに多くの持ち帰り残業が蔓延している実態が明らかになった。一方、超過勤務手当が全て支払われている保育士や、休憩がほとんど取れている保育士は、そうでない保育士よりも1割ほど就業継続意欲が高まるという結果も出ている。賃金に対しては、「不満」「やや不満」と答えた人は63.2%に上り、その理由として最も多かった回答は「仕事に見合った賃金ではないから」（72.7%）であった。

保育士は、憲法に保障された“個人の尊厳”や“健康で文化的な最低限度の生活”など、国民一人ひとりの人権を守り、活かしていく専門職である。専門性を発揮した質の高い保育実践のため、保育士が離職せずに働き続けられるよう、職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を、国の責任においておこなっていく必要がある。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 保育士の人材定着・確保のため、国の定める職員配置基準と公定価格について抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿
厚生労働大臣 根 本 匠 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会